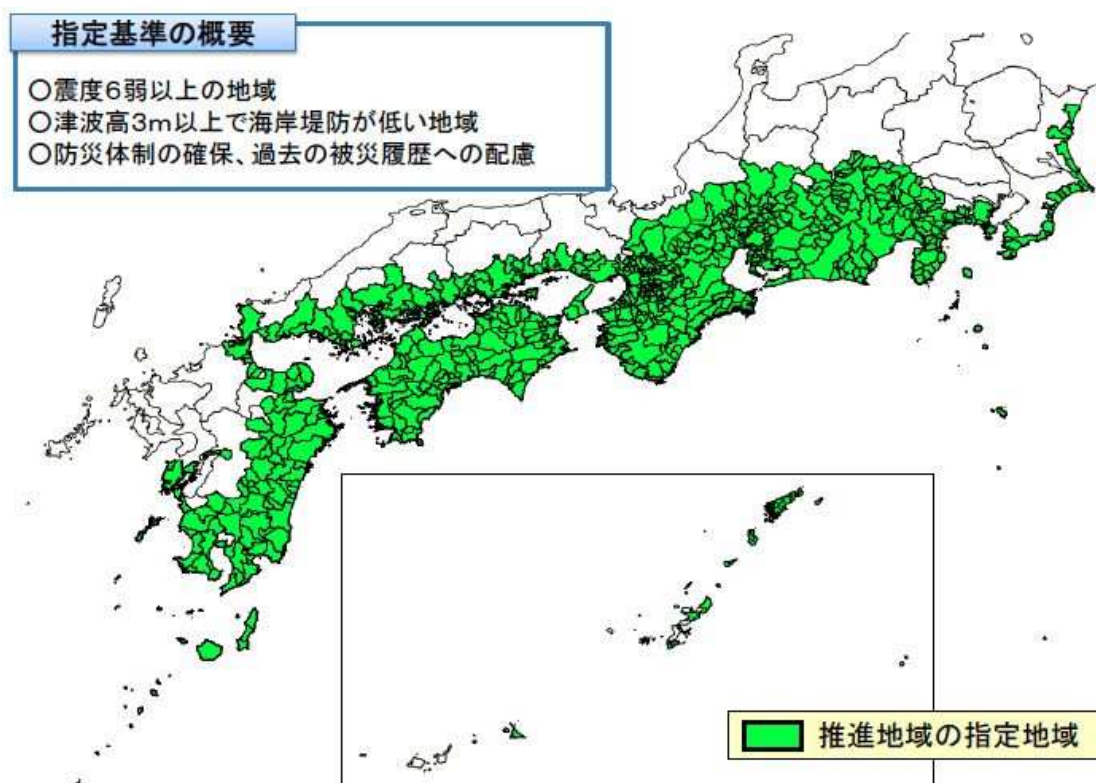


(資料編Ⅱ-4-1) 南海トラフ地震における地震防災対策推進地域



南海トラフ地震における地震防災対策推進地域（※平成 26 年 3 月 28 日現在 707 市町村）

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡

昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町

長野県 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村、同郡木曽町

岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町

静岡県 (全域) 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町

愛知県 (全域) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村

三重県 (全域) 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同

	郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 (全域)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 (全域)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曽爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 (全域)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梼原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県 (全域)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町

鹿児島県 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町

沖縄県 名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

基本方針

第1 策定の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。

本県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、県防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、埼玉県地域防災計画の震災対策編の第4章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ・警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、県民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ・原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- ・発災後の対策は、県防災計画（震災編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて県防災計画（震災編）により対処する。
- ・県の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

実施計画

第1節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

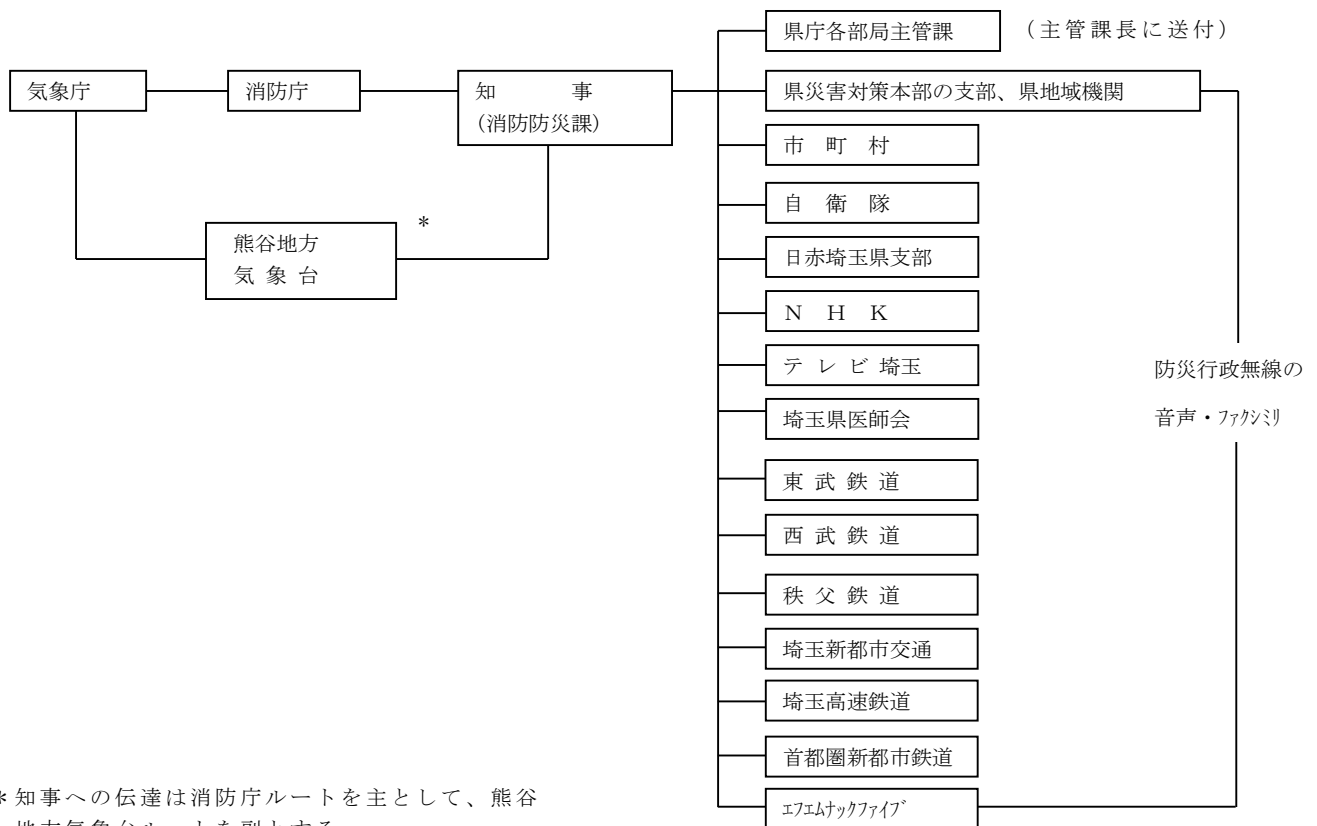
第2 東海地震注意情報の伝達 【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

県は、消防庁等から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



2 伝達体制

県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、市町村及び防災関係機関へ伝達する。
市町村	市町村は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項
例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

第3 活動体制の準備等 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

県	ア 災害対策本部の設置準備に入る。 イ 配備体制は、警戒体制とする。 ウ 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理防災部消防防災課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。 ① 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達 ② 市町村及び防災関係機関等との連絡調整 ③ 社会的混乱防止のため必要な措置
市町村	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。

東日本旅客鉄道 (株)	① 地震防災対策本部の設置 ② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。 ③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。
その他の防災関係機関	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに要員を確保し必要な体制をとるものとする。

第1 目標

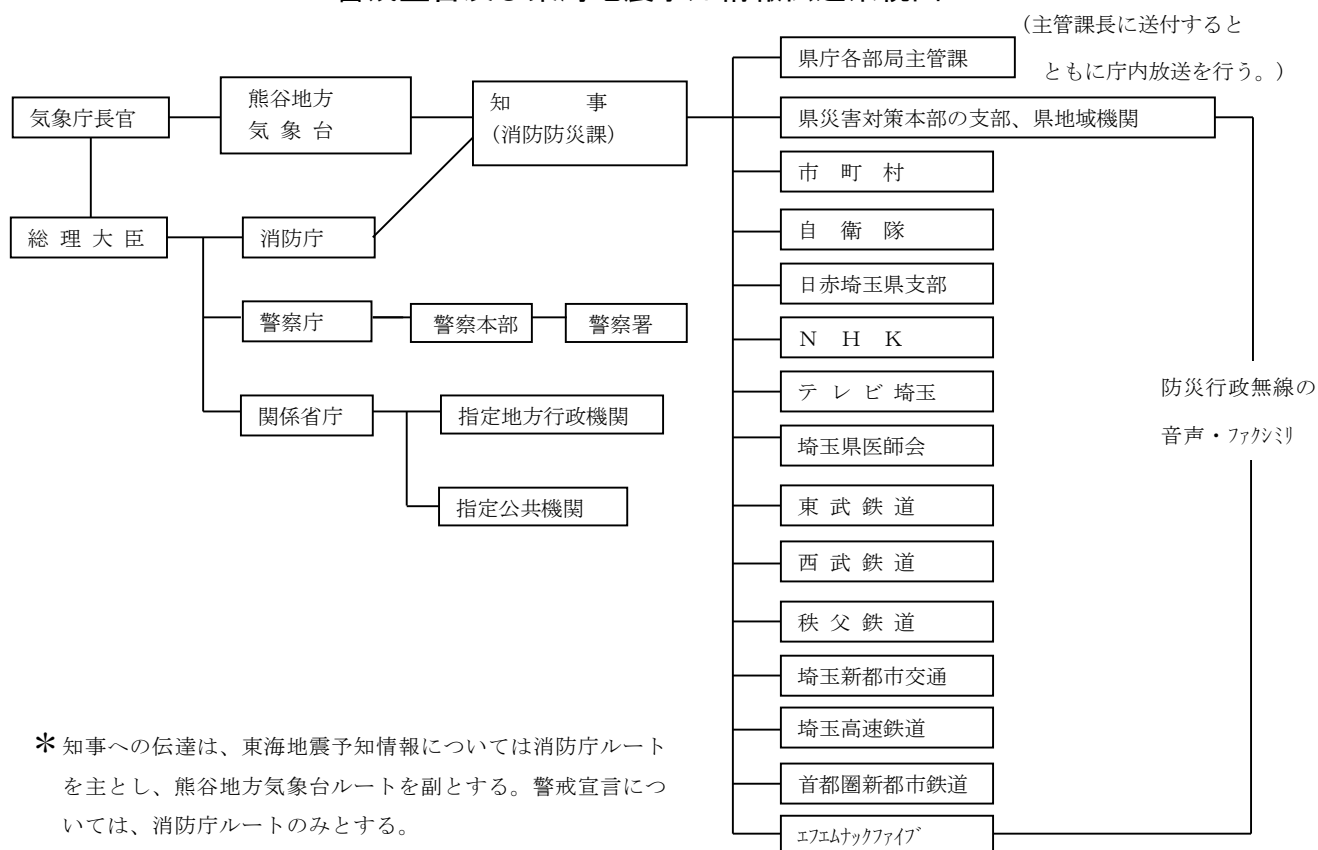
第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

1 伝達系統及び伝達手段

各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



※ 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート
を主とし、熊谷地方気象台ルートを副とする。警戒宣言につ
いては、消防庁ルートのみとする。

2 伝達体制

県	県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに（庁内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市町村及び防災関係機関へ伝達する。
市町村	市町村は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

3 伝達事項

・警戒宣言通知文 ・東海地震予知情報に関する情報文 ・警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項 ・警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合） ・その他必要と認める事項 例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
--

第3 活動体制 【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

県	① 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。 ② 配備体制は、非常体制とする。 ③ 災害対策本部及び支部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに県地域防災計画（震災編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。
市町村	県の体制に準じた体制をとり、地震災害が発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。

日本赤十字社埼玉県支部	① 非常体制 1 号配備 警戒宣言が発令された場合は、別に定めた「日本赤十字社埼玉県支部災害応急対策計画」第 3 活動体制に基づき、速やかに非常体制第 1 号配備の活動体制を整える。 ② 災害警戒本部 非常体制 1 号配備の活動体制に移行すると同時に、支部に災害警戒本部を設置し、主に次の業務を行う。 ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（にっせきさいたま）が統制局となる。 イ 救護班の待機 さいたま、小川、深谷の各赤十字病院（以下「赤十字病院」という。）に対して、初動救護班各 1 個班の待機を指示する。 ウ 血液業務 赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に対し広報を行うとともに、供給体制を強化するように指示し移動中の採血車、供給移動中の車両は早急に業務を終了して帰還させるよう指示する。
埼玉県医師会	警戒宣言が発令された場合には、発災時に備えて、別に定めた「埼玉県医師会救護隊規程」第 1 条の規程に基づく「埼玉県医師会救護隊」の設置準備を行う。
東日本旅客鉄道（株）	警戒宣言を受報したときは、大宮支社及び関係現業務機関に、次の地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策の推進を図る。
東武鉄道（株）	① 警戒宣言が発令されたら、鉄道事業本部長は、対策本部を設置する。 ② 災害発生後には、本部長の指示で防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。
西武鉄道（株）	震災警戒本部の設置 東海地震の地震防災対策強化地域に係る警戒宣言が発せられた場合に震災警戒本部を本社に設置する。 ① 震災警戒本部の構成 震災警戒本部は本社に設置し、本部長は社長とし構成員は役員および各部・室長とする。 ② 震災警戒本部の設置及び解散の時期と方法 ア 震災警戒本部の設置の時は警戒宣言が発せられた時点とする。 イ 警戒解除宣言が発せられた場合は、所定の業務が完了した時点で本部長の指示により震災警戒本部は解散する。

秩父鉄道(株)	① 警戒宣言が発令されたら災対本部を設置する。 ② 災害発生後には防災規定第17条に基づき災害対策本部を継続する。
埼玉新都市交通(株)	① 警戒宣言の発令又は東海地震予知情報が発表された場合は、直ちに本社に対策本部を設置する。 ② 災害に備えた体制の強化と復旧会社との連絡体制の確保に努める。 ③ 県災害対策本部との連絡体制の強化を図り、情報の確保と帰宅困難者対策等に取り組む。
埼玉高速鉄道(株)	非常体制を発令し、本社内に事故・災害等対策本部を設置するとともに、旅客の混乱防止及びその他必要な措置を講ずる。
首都圏新都市鉄道(株)	警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部長が災害対策本部を設置し、旅客の混乱防止及び地震発生後の被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、情報連絡室を埼玉支店に設置する。
(株)NTTドコモ 埼玉支店	株式会社NTT埼玉支店は、情報連絡室を埼玉支店に設置する。
東京電力(株)	① 本(支)部の設置 埼玉支店及び各支社等現業機関は速やかに本(支)部を設置する。
東京発電(株)	① 支部の設置 名称、住所及び連絡用電話は次のとおりとする。 東京発電株式会社埼玉事業所 大里郡寄居町大字末野1441番1号 048-581-1133
東京ガス(株)	警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部及び地震災害警戒支部を設置する。 また、東海地震注意情報が発令された場合は、臨時体制を設置する。
首都高速道路(株)	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
東日本高速道路(株)	警戒宣言が発令された場合、関東支社東海地震災害警戒本部を設置し、関係機関との連絡調整、発災に備えた資機材、要員等の手配、交通規制状況等の広報等必要な対策を講じ、発災に備える。

第4 広報 【県（直轄）、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行うものとする。

1 NHK

東海地震注意情報の発表から、発災までの間、テレビ、ラジオ、FMにより放送を次とおり行う。

- (1) 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令まで
 - ア 東海地震注意情報の解説
 - イ 強化地域、観測データの解説
 - ウ 混乱防止呼びかけ
 - エ 防災知識の紹介
- (2) 警戒宣言発令から発災まで又は警戒宣言解除まで
 - ア 警戒宣言の内容について解説
 - イ 強化地域ならびに周辺地域の動向
 - ウ 混乱防止呼びかけ
 - エ 公共団体等の応急対策実施状況
 - オ 鉄道、道路、航空等の交通状況
 - カ その他防災関連広報の諸事項

2 （株）テレビ埼玉

東海地震注意情報の発表から、警戒宣言解除まで、UHF電波により次のとおり放送し、県民に対して広報を実施する。

- ア 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- イ 警戒態勢をとるべき旨の告知
- ウ 災害対策基本法第57条に基づき、知事からの要請がある場合は、定時放送を中止して、これらについて広報を行う。
- エ 県災害対策本部の設置と活動体制について、および他防災機関の活動について
- オ 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- カ 電気、ガス等による火災予防についての告知
- キ その他、混乱防止についての告知

3 （株）エフエムナックファイブ

東海地震注意情報の発表から、又は警戒宣言解除までの間、FM電波により次のとおり放送し、県民に対し広報を実施する。

- ア 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- イ 混乱防止呼びかけ

- リ 防災知識の紹介
- エ 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- オ 災害対策本部の設置と活動体制について
- カ 県内および隣接都県の鉄道、道路、航空等の交通状況
- キ 電気、ガス等による火災予防についての告知
- ク その他防災関連広報の諸事項

4 東日本旅客鉄道（株）

東海地震注意情報が報道されたときから（警戒宣言を含む。）次の手段及び内容の広報を実施する。

(1) 広報手段

- ア 東京支社において、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社に対し報道を依頼する。
- イ 駅においては、駅頭掲示、放送等により行う。
- ウ 運転中の列車にあつては、車内放送により行う。

(2) 広報内容

- ア 列車の運転状況
- イ 旅行の中止及び時差退社の呼びかけ
- ウ 旅客の誘導方法
- エ 乗車券類の発売制限
- オ 線路内歩行の禁止

5 東武鉄道（株）

- (1) 列車の運行状況について、テレビ、ラジオ、新聞各社に対し報道を依頼する。
- (2) 警戒宣言が発令されたときは、車内放送や駅放送、駅掲示板により、警戒宣言発令や列車運行状況を案内する。

6 西武鉄道（株）

警戒宣言が発令されると駅等に帰宅客が殺到し、混乱が予想されるので、それを防止するため、駅係員および乗務員は、冷静に旅客の応対に努め、正確な情報提供に努める。
旅客への警戒宣言発令とその内容の周知徹底については駅および車内放送、掲示等により案内する。

7 秩父鉄道（株）

(1) ラジオ、テレビによる広報

列車の運行状況、混雑状況の情報、時差通勤通学の呼びかけ等をラジオ、テレビ、新聞各社に依頼する。

(2) 駅等における広報

放送設備のある駅や、車内放送、各駅の掲示により警戒宣言発令や列車運行状況を旅客に案内する。

8 埼玉新都市交通（株）

- (1) 列車の運行状況について、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて報道を依頼する。
- (2) 警戒宣言の発令又は東海地震予知情報が発表された場合は、駅放送等により、その内容や運航の状況及び運航計画について案内する。
- (3) インターネットのホームページに必要な情報を掲載する。

9 埼玉高速鉄道（株）

- (1) 広報手段
テレビ、ラジオ、新聞各社に対し報道を依頼するとともに、駅構内放送、車内放送、掲示等により行う。
- (2) 広報内容
列車の運行状況、列車及び駅等の混雑状況、各種規制状況、旅客に対する協力要請等を案内する。

10 首都圏新都市鉄道（株）

- (1) 広報内容
 - ア 駅の混雑状況、列車の運転状況及び列車運行計画
 - イ 旅客のとるべき行動及び協力要請事項
 - ウ 緊急点検及び応急措置の概要
 - エ 地震が発生した場合における当社の防災措置
- (2) 広報の方法
 - ア 掲示板への掲示
 - イ 放送（車内、駅構内）

11 東日本電信電話（株）埼玉事業部・（株）NTTドコモ埼玉支店

- (1) 地震防災応急対策に関する広報
強化地域の組織の長は、警戒宣言が発せられたときにおいて通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、支店前掲示により地域のお客様に広報するとともに、さらに報道機関協力を得て、ラジオ・テレビ放送、及び新聞掲載等により広報活動を積極的に行う。

12 東京電力（株）

- (1) 広報の内容
 - ア 万一の停電に備え懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意してください。
 - イ 使用中の電気器具のコンセントをできるだけ抜き、火災発生を防いでください。
 - ウ 屋外に避難するときは、必ず安全器又はブレーカーを切ってください。
 - エ たれさがった電線には絶対に触れないでください。また発見した場合は、最寄りの営業所にお知らせください。
 - オ 浸水した屋内配線、電気器具等は危険ですので使用しないでください。

ご連絡くだされば技術員が検査にうかがいます。

(2) 広報媒体

テレビ、ラジオ、新聞、PR車、パンフレット等

1.3 東京ガス（株）

警戒宣言が発せられた場合、可及的速やかに次のとおり需要家に対する広報活動を実施する。なお、警戒宣言が解除されるまでの間、随時同様の広報を反覆する。

(1) 広報の内容

ア 一般需要家に対して

(ア) 緊急時におけるガス栓の閉止

(イ) 警戒宣言時のガス供給の継続

(ウ) 強震時におけるガスの供給停止

(エ) ガス設備及びガス器具の取扱い上の注意事項等

イ 特定需要家に対して

(ア) ガス器具の使用の抑制依頼

(イ) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請

(2) 広報の方法

ア 広報車により巡回し、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

第5 警備、交通対策 【県（警察本部）、首都高速道路（株）、東日本高速道路（株）】

1 警察本部による警備実施

(1) 警備実施の基本方針

予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴い、発生が予想される各種警察事象を未然に防止するため、警備体制を早期に確立するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体的かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。

(2) 警備措置

予知情報発表及び警戒宣言発令に伴う警察の任務は、次のとおりとする。

ア 東海地震に関する情報等の伝達

イ 各種情報の収集及び伝達

ウ 予知情報発表及び警戒宣言発令における住民、運転者等に対する広報

エ 人のい集する場所における混乱の防止

オ 各種犯罪の予防検挙

カ 交通規制及び緊急交通路の確保

キ 危険物に対する保安措置

ク 関係防災機関との相互協力

ケ その他必要な警察活動

(3) 警備体制

- ア 警察本部に埼玉県警察震災警備本部を設置する。
- イ 警察署に警察署震災警備本部を設置する。

2 警察本部による交通対策

(1) 交通対策の目的

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施をはかるとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(2) 交通規制の基本方針

- ア 本県内における車両の走行は、極力抑制する。
- イ 強化地域及びその隣接都県に向かう車両の通行は、極力制限する。
- ウ 強化地域及び都内から流入する車両の通行は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送については、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 交通対策の内容

警戒宣言が発令された場合は、速やかに警察官を都県境及び主要交差点に配置し、必要により検問所を設置して、次の事項を行う。

- ア 交通整理及び誘導
- イ 交通情報の収集及び報告
- ウ 運転者に対する交通情報の提供
- エ 所要の交通規制の実施
- オ 運転者のとるべき措置の指導

(4) 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め県民等に広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速 40 キロメートル、一般道路では時速 20 キロメートルの速度に減速）すること。
- (イ) カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
- (ウ) 現場の警察官等の指示に従うこと。

イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

(5) 警戒宣言発令時の交通規制

警戒宣言が発令されたときは、基本方針に基づく交通規制のほか、「第2編 震災対策編－第2章－第3 交通ネットワークライフライン等の確保－〈応急対策〉－2 (3) イ 大地震発生時の交通規制の内容 (第2編－81ページ)」に定める交通規制に準じて実施する。

なお、交通状況に応じて、交通規制の変更又は地域若しくは路線を指定するなど必要な規制を行う。

(6) 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発せられた場合における埼玉県公安委員会の行う緊急通行車両等の確認は、別に定める。

3 道路管理者のとりべき措置

首都高速道路 (株)	道路管理者のとりべき措置 ① 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 ② 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況について必要な広報を利用者に対して行う。 ③ 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。 ④ 工事中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。
東日本高速道路 (株)	道路管理者のとりべき措置 ① 応急活動に必要な資機材、人員等の点検・確保等を行う。 ② 道路巡回等により、道路状況の把握に努め、必要な交通管制を行うほか、県公安委員会が行う車両の抑制措置及び交通規制に協力する。 ③ 工事等中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。 ④ 高速道路のお客様への緊急広報を可変情報板、看板、拡声放送等により実施する。

第6 公共輸送対策

【東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、秩父鉄道(株)、埼玉高速鉄道(株)】

東日本旅客鉄道
(株)

第1 列車の運転規制（埼玉県関係）

警戒宣言が発せられたとき運転する列車の運転速度は、次の表による。

規制速度	線 名	区 間	距 離
4 5 K	京 浜 東 北	東 京 ～ 大 宮	30.3
	武 蔵 野	府中本町～新松戸	57.5
	宇 都 宮	上 野 ～ 古 河	64.3
	川 越	大 宮 ～ 高麗川	30.6
	埼 京	大 宮 ～ 新 宿	28.3
	八 高	八王子 ～ 高麗川	31.1
	八 高	高麗川 ～ 高 崎	65.5
	高 崎	大 宮 ～ 高 崎	74.7
1 6 0 K	東北新幹線	大 宮 ～ 小 山	48.9
	上越新幹線	大 宮 ～ 上毛高原	119.1

第2 旅客対策

駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。

- 1 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講ずる。
 - (1) 適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。
 - (2) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。
- 2 駅構内が混雑し危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。
- 3 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。
- 4 乗車券類の発売については、次による。
 - (1) 強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。
 - (2) 状況により東京支社警戒本部長の指示、又は承認を受けてすべての乗車券類の発売を停止する。
- 5 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無貨送還の取扱いをする。

第3 警備対策

- 1 主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、旅客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。
 - (1) 各支社（東京、大宮、八王子、高崎）社員を派遣する。
 - (2) 状況に応じて警察官の応援を要請する。

東武鉄道（株） 西武鉄道（株） 秩父鉄道（株）	防災関係諸機関、報道機関、並びにＪＲ各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合、又は、踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。 第１ 運行措置方針 １ 警戒宣言発令当日の運行措置 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 ２ 警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置 地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。 第２ 乗客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため次の措置をとる。 １ 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 ２ 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。 ３ 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。 第３ 旅客の安全を図るための措置 １ 状況により警察官の派遣を要請する。 ２ 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。 ３ 適切な場内放送等により、旅客の鎮静化に努める。
埼玉新都市交通（株）	第１ 運行措置方針 警戒宣言が発せられたときは、全区間で運転速度を時速２５キロ以下に制限して運転する。 発生時間が具体的であれば、全ての列車を最寄りの駅に停車させ運行を中止する。 ダイヤは現行ダイヤを使用し、遅延については運転整理で対応するが、状況によっては間引き運転ダイヤを使用することもある。 第２ 旅客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客の集中、混乱を防ぐため放送装置等を使用して情報伝達するとともに、今後の輸送計画などを具体的に知らせ、落ち着いて行動するよう呼びかけを行う。 第３ 旅客の安全を図るための処置 特に旅客が集中して混乱が予想される大宮駅では、ＪＲ大宮駅等とで組織する大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会と連携をとり、マニュアルに則り適切に対応する事で混乱の防止に努める。 その他、本社から応援社員を派遣するとともに、警察官の派遣を要請する。

埼玉高速鉄道 (株)	防災関係諸機関、報道機関、並びに相互直通運転各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。 第1 運行措置方針 1 警戒宣言発令時の運行措置 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 第2 乗客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため次の措置をとる。 1 報道機関を通じ、列車の運行状況等の広報を行う。 2 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。 第3 旅客の安全を図るための措置 1 状況により警察官の派遣を要請する。 2 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。 3 適切な駅構内放送等により、旅客の鎮静化に努める。
首都圏新都市鉄道 (株)	第1 列車運行措置 1 警戒宣言発令当日 通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。 2 翌日以降 平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。 3 その他 旅客による混乱又は同業他社の運行中止等により、旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生したときは、列車運行を中止する。 第2 旅客への対応 警戒宣言が発令された後の運行について、構内の掲示板、駅及び車内放送等により旅客に周知させるとともに、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける等、混乱防止を図るものとし、また、旅客に対し冷静に対応し混乱防止を図るとともに、円滑な輸送を行うための掲示、放送等を活用して正確な情報提供に努める。

第7 教育、病院、福祉施設対策

【県（教育局、病院局、福祉部、保健医療部）、日赤埼玉県支部】

1 教育施設

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も警戒宣言が発令されたときは、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、校長（以下「園長」を含む。）は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。
- イ 職員は、児童・生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安動揺をあたえないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）する。

(3) 児童・生徒等の保護

職員は、児童・生徒等の所在を確認の上、次のように措置する。

ア 幼稚園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

イ 小・中学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童・生徒については、特別支援学校に準ずる。

ウ 高等学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

エ 特別支援学校

(ア) スクールバスで通学している児童・生徒

- ① 緊急連絡網により、各通学区域ごとに、保護者に帰宅時刻及び引き取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。
- ② スクールバス運行に当たっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるよう連絡及び引き渡しの方法を工夫する。

(イ) スクールバス以外で通学している児童・生徒

徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添により通学している児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(ウ) 寄宿舎に入舎している児童・生徒

学校から寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合はその書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学、工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

オ 家畜の管理

農業高校等においては、家畜が逃走しないよう措置する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

エ 保護者が引き取りにこない場合は、職員が送りとどける等の方策を講じる。

オ 特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから学校、寄宿舍、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。

(6) 私立学校等

私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園等についても公立学校等に準じた措置を講じて園児、児童・生徒の生命の安全確保について万全を期するものとする。

2 病院施設

(1) 患者に対する措置

警戒宣言発令の情報を、把握したら、ただちに関係医療団体及び公的医療機関に対して埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づく体制にいつでも移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講ずるよう協力を依頼し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、住民の不安をなくすよう協力を依頼する。

(2) 防災措置等

県は、判定会招集等の情報を把握しだい、埼玉県医師会並びに県立病院をはじめ、他の公的病院にこの旨を連絡し、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

病院については、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、とくに震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒物劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

(3) 赤十字病院

ア 入院患者に対する措置

赤十字病院は、別に定めた「赤十字病院震災対策要領」（以下「要領」という。）に基づき入院患者の退避又は安全確保の措置を講ずる。

イ 病院内の防災措置等

赤十字病院は、別に定めた「要領」に基づき次の地震防災応急対策の措置を講ずる。

- (ア) 警戒宣言発令情報の伝達等
- (イ) 地震防災応急対策の実施要員の確保
- (ウ) 震災に備えた資機材、人員等の配備手配
- (エ) 外来患者、来訪者等の退避又は安全確保の措置
- (オ) 貯蔵する高圧ガス、毒物劇物等の応急的保全措置
- (カ) その他地震防災上必要と認める措置

3 福祉施設

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報収集

市町村、防災機関からの情報の収集に当たる。

また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては次の点に注意する。

- (ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- (ウ) 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

(ウ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、市町村等に連絡する。

エ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市町村等との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

ア 情報班

(ア) 市町村等からの情報収集

(イ) テレビ、ラジオによる情報収集

(ウ) 入所者に対する情報伝達

(エ) 市町村等への報告

イ 消火班

(ア) 火気使用器具類の安全点検

(イ) 油類等の保管状況点検

(ウ) ガスボンベの転倒防止

(エ) 消火器具類及び消防設備の点検

(オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

(ア) 避難経路、避難所の確認

(イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

(ア) 非常持出品の持出し準備

オ 救護班

(ア) 救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。

イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。

ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。

また、食糧、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持

ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

ア 火気使用設備器具

イ 火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

ウ 発火流出等のおそれのある危険物

エ 消火用設備

オ 落下、倒壊危険のあるもの

カ 特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

キ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災、山津波、がけ崩れ等の危険性により施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市町村長等から避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市町村長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない園児は園において保護する。

エ 園児の引き取りについて事前に十分な打ち合わせをすること。

第8 ライフライン対策

1 電話 【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

(1) 警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方（（株）NTTドコモ埼玉支店含む）

ア 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。

イ 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

(2) 埼玉支店における業務

ア ダイヤル通話

(ア) ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話および一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。このような場合に次の対策を実施する。

- ・ 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

(イ) 発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

(ウ) 対地別の通話の制限

強化地域および周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。

イ トーキー案内

警戒宣言発令時および災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内を行う。

＜用語例＞

(ア) 大規模地震に係る警戒宣言等発令時又は発災後輻輳直後

「こちらはN T Tです。ただいま電話は、大変混み合っており、かかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承下さい。」

(イ) 災害用伝言ダイヤルサービス提供時

「こちらはN T Tです。ただいまおかけになった方面の電話は大変混み合っており、かかりにくくなっています。安否などの連絡用に災害伝言ダイヤルサービス提供開始いたしました。ご利用の場合は“171”をダイヤルして下さい。」

ウ 手動通話

(ア) 非常、緊急通話を確保する。

(イ) “104”の番号案内業務は1(1)イ項に準じて取扱うこととする。

エ 電報

強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものにかぎり受付ける。

オ 営業窓口

通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。

なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。

カ サービスオーダー工事

可能な限り行う。

キ “113”試験台業務

可能な限り業務を取扱う。

ク 工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

2 電力 【東京電力（株）】

(1) 東京電力（株）

ア 基本方針

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

イ 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

ウ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

エ 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生 of 危険性に鑑み、作業上の安全に十分配置した判断を行うものとする。

(ア) 特別巡視・特別点検等

東海地震注意情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(イ) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。
またNTT、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(ロ) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

オ 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

3 ガス 【東京ガス（株）】

(1) 製造・供給の調整

警戒宣言が発せられた場合、防災・供給部において製造・供給の調整を行う。

(2) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視・点検及び検査を行う。

(3) 工事の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

(4) 対策要員の確保

警戒宣言が発せられた場合対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(5) 災害用資機材等の確保及び整備

① 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他領域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置き場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 避難の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(7) 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に、地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

4 上水道 【県（企業局）、市町村】

県及び市町村は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 県

- ア 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。
- イ 広域的な応援給水のための連絡体制を確立する。

(2) 県企業局

ア 臨時点検及び準備

(ア) 給水拠点飲料水保有量の確保

各浄水場・中継ポンプ所にある送水調整池の貯水量を調査し、最大貯水量の確保に努める。

(イ) 水処理薬品及び自家用発電機燃料貯蔵量の確保

各浄水場における水処理薬品、自家用発電機燃料の貯蔵量を調査し、最大貯蔵量の確保に努める。

(ウ) 応急給水資機材の点検及び準備

給水拠点における給水資機材を点検するとともに、専用給水栓からの供給について準備するものとする。

(エ) 保守管理体制

- a 取導水、浄水及び送水管路設備の臨時的巡視点検を行う。
- b 自家用発電設備の臨時的作動試験を行う。
- c 塩素設備及び除害設備等の臨時的作業試験を行う。
- d 危険物設備の巡視点検を強化する。
- e 夜間における防災体制を強化する。

イ 関係機関等との連絡

- (ア) 受水団体における受水槽への最大飲料確保について、指導連絡を行う。
- (イ) 補修専門者と連絡をとり、出動体制の準備をする。
- (ウ) 関係機関からの情報収集を行う。

(3) 市町村

- ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- イ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- ウ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

第9 生活物資等輸送対策

【県（農林部、産業労働部、保健医療部、危機管理防災部、会計管理者、企業局、警察本部）】

1 備蓄物資

(1) 食料

ア 県有物資の放出の準備

警戒宣言に伴う対応措置として、食品等の調達を速やかに行えるよう関係機関からの情報を備蓄保管責任者に対し伝達を行う。

- (ア) ランニング備蓄を委託してある食料備蓄委託店に連絡し、県が指定する一定数量の確保搬入を確認し、災害時には輸送が速やかに行える体制をとるよう依頼する。

イ 業界保有物資の確認

警戒宣言に伴う対応措置として「災害時における応急食品の調達に関する協定書」に基づく協定先に対し、情報の伝達を行う。

- (ア) 協定先に対し、保有物資の在庫状況の確認を行う。
- (イ) 協定先に対し、食品の売り渡し、炊飯等の準備体制を要請する。

(2) 生活必需品

ア 県備蓄物資の放出の準備

県内の備蓄倉庫に保管してある生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。

イ 業界保有物資の確認

生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫量の確認を行ない、発災に備えて保管の要請をする。

(3) 医薬品類

ア 県備蓄物資の放出の準備

- (ア) ランニング備蓄を委託してある医薬品卸売業者に連絡し、県が指定する一定数量の医薬品等を確認し、災害時には搬出及び輸送が速やかに行える体制をとるよう依頼する。

(イ) 災害対策本部等の関係機関からの道路情報等の収集に努める。

イ 業界保有物資の確認（医薬品類）

県医薬品卸業協会、県薬剤師会に対して次のとおり要請する。

(ア) 供給出来る医薬品等の在庫量を把握しておくこと。

(イ) 医薬品等の転倒落下防止等の危害防止に努めること。

(ウ) 住民・医療機関等の要請があった場合は、速やかに供給できるよう準備すること。

2 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

(1) 県民生活上必要な物資を確保するため、百貨店、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。

(2) 警戒宣言発令後も買占め、売り惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者呼びかける。なお、これらの点について平素から機会をとらえて呼びかけを行っていく。

3 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、各部局で保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合においては、会計管理者において輸送関係各協会等と交わした協定等に準じて各部局の要請に対し集中調達する。（警察本部、企業局「特殊車のみ」については、その特殊性のため独自に調達する。）